

指定短期入所生活介護事業の情報提供

◆事業主体に関すること	
事業主体の名称 所在地 電話番号	社会福祉法人 天寿会 山梨県笛吹市春日居町国府 436 番地 0553 (26) 2838
代表者の氏名	理事長 標 民夫
事業主体が行っている主な事業等	第一種社会福祉事業：特別養護老人ホームの経営 第二種社会福祉事業：短期入所生活介護の経営
◆施設に関すること	
施設の名称 (種類)	特別養護老人ホーム春日居荘 (施設長氏名 須田 昇) (指定短期入所生活介護：平成 12 年 5 月 1 日指定) (事業者番号：山梨県第 1970400014 号) *当施設は特別養護老人ホーム春日居荘に併設されています。
施設の所在地	山梨県笛吹市春日居町国府 436 番地
施設の概要	当施設は、居宅介護者等に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練など、指定短期入所生活介護サービスを提供いたします。
交通の便	J R 中央本線石和温泉駅下車 徒歩 25 分 (3 km)
問い合わせ電話番号	0553 (26) 2838 (Am8 : 30~17 : 30)
開設年月日	昭和 61 年 6 月 16 日
入所定員	18 名
施設の建物の構造	鉄筋コンクリート・鉄骨 ALC 造 地上 2 階
居室以外の設備・施設	静養室、浴室 (機械浴・一般浴)、医務室、食堂、機能訓練室 ☆特別養護老人ホーム春日居荘と共用
◆利用に関すること	
利用の要件	利用は、要介護認定の結果、要介護と認定された方が対象となります。(介護保険被保険者証をご確認下さい) 利用の場合には重要事項説明の後、契約書を取り交わしていただきます。 ☆当施設は、医療機関ではありませんので、入院治療を必要とする方は入所できません。
持ち込みの制限	利用にあたり、以下のもの以外は、原則として持ち込み出来ません。衣類・洗面用具・日用品等 ☆その他の物につきましては、お問い合わせ下さい。
◆居室に関すること	
居室の概要	居室総数 17 室 (1 階 9 室・2 階 8 室) 2 人部屋 (13.8 m ²) 1 室 1 人当たり 6.9 m ² 1 人部屋 (11.5 m ²) 16 室 ☆空室状況は、施設に直接ご確認ください。 ☆ここに記載されている居室以外でも、当事業所が併設されている特別養護老人ホームの居室をご利用いただく場合もございます。
居室に関する特記事項	当施設では、それぞれの階にトイレが設置されています。(個室・・・トイレ、テレビ、洗面台、ロッカー付き)

◆利用者の状況に関すること	
年間延べ利用日数	5,614 人（令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月実績）
◆利用者の状況に関すること	
介護等に携わる職員数	<p>総数 35 人 介護職員 常勤 18 名 非常勤 17 名 常勤換算 23.6 名（指定基準 20 名） 看護職員 常勤 3 名 常勤換算 3 名（指定基準 3 名） （令和 2 年 4 月～令和 3 年 4 月平均） （注）常勤換算は職員それぞれ週あたりの勤務時間延べ時間を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例 40 時間）で除した数です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員 ・ 看護職員 <p>・ 介護職員とは、入所者の日常生活上の介護ならびに健康保持のための相談・援助等を行います ・ 主に入所者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います</p>
介護職員の最低配置人員数	<p>早出 A 7：00～16：00 1 名 早出 B 7：30～16：30 1 名 中出 A 8：30～17：30 1 名 中出 B 9：30～18：30 1 名 遅出 A 10：00～19：00 1 名 遅出 B 10：30～19：30 1 名 夜勤 16：00～10：00 2 名 ☆標準的な時間帯における配置人員です。</p>
介護職員の専門資格	<p>有資格者 16 名 ＊介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事</p>
機能訓練指導員について	<p>当施設では、入所者の機能訓練を担当する職員を配置しています。 理学療法士 2 名（非常勤）</p>
◆提供するサービスとその費用に関すること	
介護保険給付対象となる主なサービスと利用料金	
(1) 介護保険給付対象サービス利用料金	<p>当施設における要介護別のサービス利用料金は以下のとおりです。（1 日当たり＝円：令和 3 年 4 月 1 日現在）</p> <p>要介護 1 5,960－（うち介護保険給付額 5,364－） 要介護 2 6,650－（うち介護保険給付額 5,985－） 要介護 3 7,370－（うち介護保険給付額 6,633－） 要介護 4 8,060－（うち介護保険給付額 7,254－） 要介護 5 8,740－（うち介護保険給付額 7,866－）</p> <p>＊入所者のご負担は、要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険から給付される額を除いた金額となります。 ・利用される方が要介護認定を受けていない場合や、居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきますが、介護保険から償還払いを受けることができます。 ☆詳細はお問い合わせ下さい。</p>

<p>2) 介護保険給付対象の主なサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事 ・ 入浴 ・ 排泄 ・ 機能訓練 ・ その他自立支援 ・ 送迎サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事は、栄養並びにご本人の身体の状況及び嗜好を考慮します。自立支援のため離床して食堂で食事を取っていただくことを原則としています。 ・ 当施設では、一般浴槽、特殊浴槽を設備しております。なお、入浴は一般浴、機械浴共に週2回となっております。また、医師や看護師の判断により入浴することが適当でない場合には、全身もしくは部分清拭を行います。 ・ ご本人の排泄の自立を促すため、オムツをはずして生活していただくよう援助いたします。ただし、やむを得ない場合はオムツを利用することもあります。トイレは、各階に設置されています。 ・ 機能訓練指導員等により、ご本人の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復又はその減退を防止するための訓練を行います（非常勤）。 ・ 寝たきり防止のため、離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを励行します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助いたします。 ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。ただし、当事業所の通常の事業実施地域外からのご利用の場合には、交通費実費をご負担いただきます。
<p>実費負担となる（介護保険給付の対象とならない）サービスと利用料金</p>	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 食費・滞在費 (2) 理髪・美容 (3) レクリエーション・クラブ活動 (4) 日常生活上必要となる諸費用実費 <p>☆希望者のみ徴収</p>	<p>以下のサービスは利用料金の全額を負担していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご本人に提供する食事及び滞在費をご負担いただきます。 ・ 理髪は隔月1回、地域の理美容師による出張サービスがあります。 <p>利用料金：2,050円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用される方の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことが出来ます。その際、材料代の実費をいただきます。 ・ 日常生活品の購入代金等ご本人の日常生活に要する費用でご本人に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。なお、オムツ代は必要ありません。 <p>☆詳細はお問い合わせ下さい</p>
<p style="text-align: center;">◆サービス利用の中止、変更等に関すること</p>	
<p>利用の中止</p>	<p>利用予定期間の前に、ご本人の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止することが出来ます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。</p> <p>利用予定前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消し料として下記の料金をお支払していただく場合があります。ただし、ご本人の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。</p> <p>【利用予定日の前日までに申出があった場合】 無料</p> <p>【利用予定日の前日までに申出がなかった場合】 当日の利用料金（自己負担額相当額）</p>

<p>利用の変更・追加</p>	<p>利用予定期間の前に、ご本人の都合により、短期入所生活介護サービスの利用変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。</p> <p>サービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。</p>
<p>◆サービス利用中の医療の提供に関すること</p>	
<p>医療を必要とする場合は、ご本人の希望により当事業所の下記協力医療機関において診療を受けることが出来ます。ただし、優先的な診療を保証するものではありません。また、診療を義務づけるものでもありません。</p> <p>【協力医療機関】</p> <p>名称 古屋医院 所在地 山梨県笛吹市御坂町夏目原 750-1 診療科目 内科・外科・消化器科・リハビリテーション科</p> <p>名称 春日居サイバーナイフ・リハビリ病院 所在地 山梨県笛吹市春日居町国府 436 番地 診療科目 内科・外科・整形外科・放射線科・リハビリテーション科</p> <p>名称 デンタルサポート 所在地 山梨県甲府市北口 1-1-14 北口プラザビル 107 号室</p>	
<p>◆苦情対応および緊急時の対応に関すること</p>	
<p>苦情対応</p>	<p>施設内には苦情対応窓口を設置し、提供したサービスに関する苦情に適切に対応しています。</p>
<p>緊急時の対応 (事故発生の対応)</p>	<p>サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p>
<p>◆事業者の義務および損害賠償に関すること</p>	
<p>事業者の義務</p>	<p>当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次の事項を遵守します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 事業者及びサービス従事者は、サービス提供にあたって、利用者の生命、身体、生活環境の安全・確保に配慮するものとします。 * 事業者は利用者の体調・健康状態等の必要な事項について医師、看護師と連携及び利用者からの聴取・確認したうえでサービスを実施するものとします。
<p>損害賠償</p>	<p>事業者の責めに帰すべき事由により、契約者に対して生じた損害について事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その賠償の発生について、ご利用者にも故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。</p>

◆契約期間に関すること

契約の期間	契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間終了日までですが、契約期間満了日の2日前までに契約者から契約終了の申出がない場合は契約はさらに同じ条件で更新され、以後も同様となります。
契約の終了	契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮にこの様な事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。 *利用者が死亡した場合。 *要介護認定により利用者の心身の状態が自立または要支援と判定された場合。 *事業者をやむを得ない事由により当事業所を閉鎖及びサービス提供が不可能になった場合。 ☆詳細はお問い合わせ下さい。
◆記載内容の有効期間：令和5年3月31日まで	

利用料その他の費用の額 介護保険 1 割負担額 (単位: 円)

項目	内 容		入所者等が支払う金額	単位	備 考	
法定代理受領サービスの利用料	併設型短期入所生活介護費 (I) (従来型個室)	要介護 1	596-	1 日	該当する要介護度に応じて徴収	
		要介護 2	665-			
		要介護 3	737-			
		要介護 4	806-			
		要介護 5	874-			
	併設型短期入所生活介護費 (II) (多床室)	要介護 1	596-			
		要介護 2	665-			
		要介護 3	737-			
		要介護 4	806-			
		要介護 5	874-			
送迎加算 (片道)		184-	1 日	希望者から徴収		
サービス提供体制強化加算 (III)		6-	1 日	介護職員の内、介護福祉士が 50%以上配置している場合の加算		
夜間職員配置加算 (I)		13-	1 日	夜勤帯に介護・看護職員数が基準を 1 人以上配置している場合の加算		
療養食加算		6-	1 食	該当者から徴収		
緊急短期入所受入加算		90-	1 日	緊急での利用日から 7 日間加算 (特別な事由がある場合は 14 日間まで)		
介護職員処遇改善加算 (I)		所定単位数に 8.3%を乗じた単位数	1 日	該当者から徴収		
感染症対応特例的な加算		令和 3 年 9 月 30 日まで 0.1%上乗せ	1 日	該当者から徴収		
その他の費用	食費		1,445- 朝食 420 昼食 475 夕食 550-	1 日	基準費用額 (希望者から徴収)	
	滞在費 (室料・光熱水費相当)		個室 1,171- 多床室 855-	1 日	基準費用額	
	理美容代		2,050-	1 回	希望者から徴収	
	日常生活費	日用品費等	ティッシュペーパー	100-	1 個	希望者から徴収
			歯磨き粉	150-		
			歯ブラシ	70-		
義歯ブラシ	100-					
	ポリドント	800-				
	教養娯楽費		実費	1 回	希望者から徴収	
	健康管理費		実費	1 回	希望者から徴収 インフルエンザ 予防接種	

(令和 3 年 4 月 1 日より適用)

- ☆ 法定代理受領サービスの利用料については、介護保険の通常 1 割り負担額が記載されています。利用者により特別減額認定されている方もあります。
- ☆ 介護保険負担割合が 2 割及び 3 割の場合は、割合に伴った金額になります。
- ☆ 食費及び居住費【特定入所者介護サービス費】、基準費用負担額が記載されています。上記の費用については、所得が基準以下の方には、保険者の決定により軽減されます。
- ☆ 理美容代及び日常生活費については、個人の選択に係る費用であり、各利用者又は家族の希望により提供されるものであり一律に徴収するものではありません。